

## 公衆浴場入浴料金の改定について

### 1 概要

公衆浴場入浴料金は、物価統制令に基づき、都道府県知事が最高限度額を指定する仕組みとなっている。令和4年7月1日付で東京都より公衆浴場入浴料金の統制額指定について通知があった。

### 2 改定額

料金区分	現行 (令和3年8月1日～)	改定後
12歳以上 (大人)	480円	500円
6歳以上12歳未満 (中人)	180円	200円
6歳未満 (小人)	80円	100円

### 3 施行日

令和4年7月15日(金)